

第5章 公園、緑地、広場に関する基準

1 公園等に関する法規定

政令第25条 法第33条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に関するものは、次に掲げるものとする。

六 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存在する場合、予定建築物等の用途が住宅地以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅地以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

省令第21条 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為であつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園を設けなければならない。

一 公園の面積は、1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が20ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が1,000平方メートル以上の公園が1箇所以上、開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為にあつてはその面積が1,000平方メートル以上の公園が2箇所以上であること。

省令第25条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が1,000平方メートル以上の公園にあつては、2以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

2 公園の種類

公園は、その機能及び目的により表5-1のように分類される。

表5-1 公園の種類

種類	種別	機能
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり15～75haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等においては良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられている植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

なお、公園とは休息、観賞、散歩、遊戯、運動、その他のレクリエーションのように供する目的で設置されるもの、緑地とは、樹林地、草地、水辺等良好な自然環境を形成するものをいう。

3 公園等の整備

- (1) 事業者は、開発区域内に都市計画決定された公園または緑地がある場合は、これに適合するよう計画するものとする。
- (2) 事業者は、開発区域が 0.3 ヘクタール以上の場合、開発区域内に公園、緑地または広場（以下「公園等」という。）の用地として、開発区域の 3 パーセントに相当する面積（150 平方メートルに満たない場合は 150 平方メートル）以上を確保し、技術基準により整備するものとする。この場合において、当該公園等の市への無償提供および管理については、市長と事業者が協議して定めるものとする。
- (3) 事業者は、0.3 ヘクタール未満の開発事業の場合は、開発区域の面積の 3 パーセントに相当する面積以上を緑地として整備し、自ら適正な管理を行うものとする。
- (4) 公園等の位置および施設は、技術基準により市長と協議のうえ決定しなければならない。
- (5) 公園の配置

公園の位置については、その利用者が有効に利用できるように、原則として開発区域の中心部付近とするように、市長と十分協議を行うこと。

なお、都市公園の設置基準を参考として表 5-4 に示す。

表 5-4 公園の誘致距離

区 分	面 積	誘致距離
街 区 公 園	0.25ha 以上	250m 以下
近 隣 公 園	2.00ha 以上	500m 以下
地 区 公 園	4.00ha 以上	1,000m 以下

4 公園の立地条件

- (1) 公園等は、原則として公道に接し、利用者の利便に配慮して計画するものとする。
- (2) 公園等は、低湿地、急斜面、法面、高圧送電線下、その他利用に障害及び危険となる場所は避けるものとする。
- (3) 公園等には道路、河川、空地その他明らかに公園以外の目的を持つ土地または施設の構成部分とみなされる土地を原則として含まないこと。
- (4) 公園等は、自動車通行の著しい道路に面しないよう配慮するものとする。

5 敷地の形状

公園等の敷地の形状は、原則としておおむね正方形または長方形で、その長辺が短辺の 2 倍以内とすること。

6 公園の境界

公園等の敷地の境界には、草津市規格の境界石標または境界明示板を設置するものとする。

7 公園等の勾配等

- (1) 公園等は、平坦な地形とし、広場、遊戯施設等が配置できる勾配とする。平坦とは、15° 未満

の斜面をいう。なお、公園出入口は、原則として階段状としないものとする。

- (2) 公園等の整地勾配は、おおむね1パーセントとし、平坦に山砂を敷き均し、転圧後の仕上げ厚さを10cm以上とすること。また、公園外に土砂が雨水等により流出しないよう、必要な箇所に、縁石土間打ち等を施すこと。
- (3) 公園等の植栽については、道路や住居等からも見通しが確保できるよう高木と低木をバランスよく配置すること。また、樹木の成長を考慮し隣地等に影響をおよぼすことのないよう、配置計画を行うこと。

8 公園等の配置

(1) 公園の施設

ア さく、へい（省令第25条第2号）

児童遊園および街区公園は、利用者の安全の確保を図るため、さく又はへい等の措置が講ぜられ、道路、河川、他の敷地から分離されていること。

イ 出入口（省令第25条第1号）

1) 出入口の数

公園の面積に応じて、表5-5に掲げる値以上の出入口を設けること。

表5-5 出入口の数

公園面積	出入口の数
150㎡～1,000㎡未満	1箇所以上
1,000㎡以上	2箇所以上

2) 出入口の構造

出入口の構造に関しては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の趣旨に鑑み、幼児、高齢者、障害者等すべての市民が安全で快適に利用できる生活環境の整備に配慮すること。

ウ 排水施設（省令第25条第4号）

公園等の敷地内の排水施設は、地形および整地の状況を勘案して、雨水等を有効に排出するため、暗渠、集水枥、管渠およびU字溝等を周囲に設置し、より快適な排水路等に接続するものとする。

エ その他の施設

公園等には、5-6に掲げる施設を、市長と協議のうえ設けるものとする。なお、遊具については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省策定）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月国土交通省策定）および「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」（平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会策定）に基づき施工すること。

表5-6 施設

種 別	施 設
街 区 公 園	広場、植栽、ベンチ、ぶらんこ、すべり台、ジャングルジム、砂場、鉄棒、便所、門、外周柵、園名板、散水栓、立水栓、その他
近 隣 公 園	園路、広場、植栽、日影だな、休憩所、ベンチ、遊戯施設、テニスコート、野外劇場、便所、水飲場、門、外周柵、標識及び園名板、照明施設、散水栓、その他
地 区 公 園	園路、広場、植栽、日影だな、つき山、休憩所、ベンチ、野外卓、遊戯施設、野球場、テニスコート、野外劇場、駐車場、便所、水飲場、門、外周柵、標識及び園名板、照明施設、散水栓、その他
緑地および広場	広場、植栽、日影だな、水流、つき山、休憩所、ベンチ、その他

オ 公園等の工事竣工後、植栽位置（植栽数量、植栽樹種）、公園施設配置、給排水電気設備平面、丈量図、公園施設構造等のデータ（PDF および CAD（DWG））を保存した CD を提出するものとする。